

機構会社 WG 議事メモ

平成 16 年 8 月 30 日

(議事内容)

【開始貸借対照表における道路資産等の評価方針について】

(道路の供用後に発生した補償費及び埋蔵文化発掘調査費)

供用後に発生する補償費及び埋蔵文化財発掘調査費は、供用前に見積もることが困難なものであり、発生時に期間費用として処理することとする。

(その他の間接費)

原価計算基準「四 原価の諸概念」及び「五 非原価項目」に従い、以下の項目については原則として原価に算入しないこととする。

一般管理費（償却資産又は非償却資産それぞれの直接的な付随費用として認められないもの）、固定資産除売却損、固定資産修正損、棚卸減耗損、賠償金、訟務費、雑支出金

上記以外の項目のうち、以下の項目については、償却資産又は非償却資産それぞれの直接的な付随費用として認められるものは原価算入することとする（直課できるものは直課し、直課できなければ合理的な方法により配賦する）。

測量費（測量試験費）、着工準備費、施工管理委託費、用地事務委託費、工事雑費、営繕費、機械器具費、労務費及びその他の経費、調査費

調査費で、事業着手以前のもの又は資産の取得に直接係わらないものについては原価算入しないこととする。

(資本的支出と収益的支出の区分)

基本的に新設、改築のほか、機能向上を伴う修繕は資本的支出とする。

(残存価額)

残存価額については、税法上の取扱いに準じて10%とする。(土工、遮音壁を含む)

本四公団の長大橋の耐用年数は物理的寿命によることとしたが、安全率を見込んでおり、残存価額を認めるという方法も考えられる。しかし、理論的にはその撤去費用まで回収する必要があるとの意見もあり、残存価額をゼロとして、長大橋の再調達原価を全て減価償却して回収することとする。

(デフレーター)

建設中の金利については、「国土交通省所管土木工事費デフレーター」の各公団の数字を使用し、最近の金利水準を反映させた利率を用いることとする。

付替道水路の構築物の工事費については、「国土交通省所管土木工事費デフレーター」の各公団の数字を使用することとする。

建設仮勘定のうち、非償却資産については、「国土交通省所管土木用地費デフレーター」の各公団の数字を採用することとする。ただし、道路公団については地域性を考慮した指標を用いたものを使用することとする。

その他の間接費については、それぞれの項目に最も適合するデフレーターを使用することとする。

有料駐車場については、「国土交通省所管土木工事費デフレーター」の各公団の数字を使用することとする。

(関係会社株式(トラクターミナル会社株式))

出資先の資産を時価評価し、時価純資産による評価を行うとの考え方もあるが、金額的重要性が低いこと、また鑑定評価を実施する際には、出資先や他の出資者の了解が必要となることから、簿価で評価することとする。

(特別道路管理引当金)

特別道路管理引当金は自家保険的な意味合いがあり、引当金の計上要件を満たさないものと考えられることから、計上しないこととする。

【民営化後の会計基準について】

（損益外減価償却）

道路資産については、貸付料が収益に当たると想定され、減価に対応する収益を得られると考えられるので、独立行政法人会計基準第86における特定の資産に該当しないことから、損益外減価償却は行わないこととする。

（建設中の金利）

道路資産及び負債を機構へ帰属(移し替え)した時点で、非償却資産に係る建設中金利の額を当該資産額から控除し、機構の期間費用として処理することとする。また、償却資産に係る建設中金利は、開始貸借対照表作成時と同じ料金設定の考え方を踏まえ、当該資産が機構に帰属した時点で、今後の建設費等も算定して、料金設定を行った場合には、資産額から控除して費用処理することとする。

（道路資産の修繕又は災害復旧）

債務負担により高速道路の修繕又は災害復旧を行う場合にあっては、道路資産の建設及び改築に係る会計処理と同様な処理とする。

（道路資産の貸付）

将来の収益性（とくに交通量の変動）に関するリスク負担について、会社の予測が「不備」であったという理由で全てのリスクを会社に負担させることになるとは考えにくいことから、ファイナンス・リースには該当しないものと考えられる

（減価償却方法）

償却資産の減価償却の償却方法、償却単位、耐用年数、残存価額は、開始貸借対照表作成時の、同じ種類の償却資産の減価償却費を算定する方法と同じ方法とする。

（道路以外の資産）

道路資産以外の資産の価額は取得原価とする。

(減損会計)

会社については、民間会社として当然、減損会計の適用対象となる。機構については、独立行政法人会計基準に従うこととなる。

(開示事項)

機構は、法定の開示事項に加え、道路資産の保有・貸付の実態や債務の返済状況について開示することとする。

例) 道路資産額
貸付料の徴収状況
返済計画と実績の対比 等

会社は、法定の開示事項に加え、道路の料金設定の合理性、高速道路事業の採算性及び経営の合理性について開示することとする。

例) コスト削減計画とその実施状況
路線別の収入と管理費
事業計画において年度毎の維持管理計画
子会社等の情報
新たな SA/PA の設置等の情報 等

公団時代の経営状況との比較が可能となる等、機構と会社を合わせた会計情報についても、積極的に開示することとする。

以 上